

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 12 月 6 日答申分

## ○答申の概要

|                        |     |
|------------------------|-----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1 件 |
| 厚生年金保険関係               | 1 件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 1 件 |
| 厚生年金保険関係               | 1 件 |

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600206 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600069 号

## 第 1 結論

請求者の A 社本社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 3 月 25 日から同年 4 月 5 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

昭和 50 年 3 月 25 日から同年 4 月 5 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 3 月 25 日から同年 4 月 5 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 50 年 4 月 25 日から同年同月 5 日に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 3 月 25 日から同年 4 月 25 日まで

請求期間においては、A 社本社から C 支店への転勤による異動はあったが、継続して勤務しており退職はしていない。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社の経歴表、D 健康保険組合の適用台帳及び雇用保険被保険者記録から判断すると、請求者は、請求期間において、A 社に継続して勤務し（昭和 50 年 4 月 5 日に A 社本社 B 事業所から同社 C 支店に異動）、昭和 50 年 3 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

したがって、A 社本社 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 50 年 3 月 25 日から同年 4 月 5 日に訂正し、昭和 50 年 3 月の標準報酬月額については、請求者の同社における同年 2 月に係る社会保険事務所（当時）の記録から 16 万円とすることが妥当である。

また、請求者の A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 50 年 4 月 25 日から同年 4 月 5 日に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、事業主は、昭和 50 年 3 月について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し、誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年同月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後、納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600175 号  
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1600003 号

## 第 1 結論

昭和 27 年 9 月 1 日から昭和 40 年 8 月 10 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 27 年 9 月 1 日から昭和 40 年 8 月 10 日まで

支 給 済 期 間 : ① 昭和 27 年 9 月 1 日から昭和 28 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 29 年 6 月 1 日から同年 8 月 14 日まで  
③ 昭和 33 年 2 月 1 日から昭和 34 年 3 月 22 日まで  
④ 昭和 34 年 7 月 1 日から昭和 40 年 8 月 10 日まで

年金記録では、請求期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できるが、受給した記憶がないので、記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、昭和 41 年 8 月 31 日に請求者に脱退手当金が支給決定されていることが確認できる。当該支給決定当時、脱退手当金の支給対象期間に昭和 32 年 9 月 30 日以前の期間が含まれていた場合、社会保険事務所（当時）は、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）に照会し、同庁が管理していた厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の写しの交付を受ける取扱いとされていたところ、脱退手当金支給済期間①及び②に係る請求者の旧台帳には、前述の取扱いどおり、社会保険庁が、社会保険事務所に旧台帳の写しを交付したことを示す「回答済 41.6.30」の印が確認できる。

また、請求期間の脱退手当金は、請求者の過去の異なる 3 つの厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理された異なる 4 つの事業所に係る厚生年金保険被保険者期間の全てが支給対象として計算されており、社会保険事務所が管理していた請求期間における最終事業所（A 社）の厚生年金保険被保険者名簿の請求者の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が記されている。

このほか、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者が、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。